

議案第64号

職員の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり職員の旅費等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の旅費等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における<u>旅行及び外国における旅行</u>をいう。</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（<u>旅行命令を発する権限を有する者又は旅行依頼を行う権限を有する者</u>（以下「<u>旅行命令権者</u>」という。）が認める場合には、その住所、居所その他の<u>旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の<u>根拠地</u>となる地に旅行することをいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行をいう。</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の<u>根拠地</u>となる地に旅行することをいう。</p>
---	--

<p>(6) <u>家族</u> <u>国内旅行</u>にあつては<u>職員の配偶者</u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするもの</u>をいい、<u>外国旅行</u>にあつては<u>職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするもの</u>をいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(旅費の支給) 第3条 略 2～4 略</p>	<p>う。</p> <p>(6) <u>扶養親族</u> <u>職員の配偶者</u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているもの</u>をいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>県内</u> <u>在勤序の存する都道府県の区域内の地域</u>をいう。</p> <p>2 <u>この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区に存する地域にあつては、特別区に存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。</u></p> <p>(旅費の支給) 第3条 略 2～4 略</p>
---	--

<p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定による<u>旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>6 略</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。</u></p>	<p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の<u>扶養親族の旅行について旅費の支給を受け</u>ることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、<u>その出発前に次条第3項の規定による旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給</u>することができる。</p> <p>6 略</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令を発する権限を有する者又は旅行依頼を行う権限を有する者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。</u></p>
--	--

<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更を<u>する必要がある</u>と認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定に基づき、<u>その変更をすることができる</u>。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>その変更をするに</u>は、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に<u>人事委員会規則で定める事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない</u>。ただし、旅行命令簿等に<u>当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない</u>。</p> <p>5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載を<u>しなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に前項に定める事項の記載をしなければならない</u>。</p> <p>6 前2項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、その職員に、人</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（<u>取消しを含む。以下同じ。</u>）<u>する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる</u>。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>これを変更するに</u>は、<u>当該旅行者に当該旅行に関する事項を記載した旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）の提示をしなければならない</u>。ただし、<u>旅行命令簿等の提示をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる</u>。</p> <p>5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを<u>変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等の提示をしなければならない</u>。</p> <p>6 前2項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、その職員に、人</p>
--	--

<p>事委員会規則の定めるところにより、出張のための内国旅行（<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当を支給しないものに限る。</u>）に係る<u>旅行命令簿等への記載をしない旅行命令等</u>を発し、又はこれを<u>変更すること</u>ができる。</p> <p>(旅費の種目)</p> <p>第6条 旅費の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。</u></p> <p>2 鉄道賃は、<u>鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道及びこれらに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。第5項及び第14条第2項において同じ。）</u>を利用する移動に要する費用とす</p>	<p>事委員会規則の定めるところにより、<u>口頭により出張のための内国旅行（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料又は食卓料を支給しないものに限る。）</u>に係る<u>旅行命令等</u>を発し、又はこれを<u>変更すること</u>ができる。</p> <p>7 <u>旅行命令簿等の記載事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u></p> <p>2 鉄道賃は、<u>鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p>
--	---

<p>る。</p> <p>3 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。第5項及び第15条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。</p> <p>4 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第16条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。</p> <p>5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。</p>	<p>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</p> <p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃又は1キロメートル当たりの定額により支給する。</p> <p>6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p>
--	--

<p>6 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とする。</u></p> <p>7 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。</u></p> <p>8 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。</u></p> <p>9 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（家族移転費が支給されることとなる家族の移転のうち赴任後における職員の居住地に移転する場合の当該家族の転居に要する費用を含む。）とする。</u></p> <p>10 <u>着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とする。</u></p> <p>11 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とする。</u></p> <p>12 <u>渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とする。</u></p>	<p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>8 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u></p> <p>10 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u></p> <p>11 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</u></p> <p>12 <u>旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について実費額により支給する。</u></p>
---	--

<p>13 死亡手当は、<u>職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とする。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。</u>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p>第8条から第12条まで <u>削除</u></p>	<p><u>給する。</u></p> <p>13 死亡手当は、<u>第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の<u>旅費により計算する。</u>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p>第8条 旅費計算上の旅行日数は、<u>旅行のために現に要した日数による。</u></p> <p>第9条 旅行者が<u>同一地域（第2条第2項に規定する地域区分によ</u></p>
--	---

る地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、滞在日数から除算する。

第10条 削除

第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年

度の経過、職務の級又は号給の変更等のため鉄道賃、船賃、航空

賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分

を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的

地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする

旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算

をしようとするものは、当該旅費の支出又は支払をする者（以下

「支出担当職員等」という。）に人事委員会規則で定める書類の

提出（当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき事項を人事

委員会規則で定める方法により提供することを含む。以下この項

において「必要書類の提出」という。）をしなければならない。

この場合において、必要書類の提出の全部又は一部をしなかつた

者は、その請求に係る旅費額のうちその必要書類の提出をしな

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする

旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算

をしようとするものは、当該旅費の支出又は支払をする者（以下

「支出担当職員等」という。）に人事委員会規則で定める書類の

提出（以下この項において「必要書類の提出」という。）をしな

ければならない。この場合において、必要書類の提出の全部又は

一部をしなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその必要書

類の提出をしなかつたため、その旅費の必要が明らかにな

かつた部分の金額の支給を受けることができない。

<p>2～4 略</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第14条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 急行料金</p> <p>(3) 寝台料金</p> <p>(4) 座席指定料金</p> <p>(5) 特別車両料金（人事委員会が定める職員に限る。）</p> <p>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分され</p>	<p>かつたため、その旅費の必要が明らかにならなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第14条 鉄道賃の額は、現に支払った旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。</p> <p>2 前項の特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する</p>
--	---

<p><u>た鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第15条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とす</p>	<p><u>線路による旅行（公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるものに限る。）をする場合に限り、支給する。</u></p> <p>3 <u>第1項の座席指定料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行（公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるものに限る。）</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。</p>
--	--

る。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金 (人事委員会が定める職員に限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃 (公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるもの場合には、上級の運賃)

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃 (公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるもの場合には、上級の運賃)

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行 (公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるものに限

<p>る。)をずる場合には、<u>同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p>(6) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p>	<p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。</u></p>
<p>(航空賃)</p> <p>第16条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p>	<p>(航空賃)</p> <p>第16条 <u>航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p>

2. 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第17条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80

(車賃)

第17条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、人事委員会規則で定める旅行における車賃の額は、1キロメートルにつき25円とする。

条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡し自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 人事委員会規則で定める旅行における人事委員会規則で定

める私有自動車等を利用する移動1キロメートルにつき25円

(6) 有料の道路又は有料の駐車場の利用に要する費用

第18条 削除

(日当)

第18条 日当の額は、1日につき2,200円とする。

2 日当は、次に掲げる旅行をした場合に支給する。

(1) 県内以外の地域における旅行で、当該旅行中の夜数(県内の地域におけるものを除く。)が1以上であるもの

(2) 1日の旅行(県内以外の地域における旅行を含むものに限る。)で、用務終了後帰着する時刻が午後9時(人事委員会の定める旅行にあっては、人事委員会の定める時刻)以降となるもの(前号に掲げる旅行を除く。)

<p><u>(宿泊費)</u></p> <p>第19条 宿泊費の額は、別表の区分欄に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ<u>宿泊基準額の欄に定める額</u>（以下「<u>宿泊費基準額</u>」 という。）のとおりとする。ただし、<u>宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>	<p><u>(宿泊料)</u></p> <p>第19条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ<u>当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 甲地方（東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち<u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいう。</u>） 1夜につき<u>10,900円</u></p> <p>(2) 乙地方（前号及び次号の地域以外の地域をいう。次項において同じ。） 1夜につき<u>9,800円</u></p> <p>(3) 鳥取県の区域内 1夜につき<u>8,200円</u></p> <p>2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなして<u>前項の規定を適用する。</u></p>
--	---

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した

場合に限り、支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、1夜につき2,200円とする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合は、又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(包括宿泊費)

第20条 包括宿泊費の額は、移動に係る第14条から第17条までの規定による額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第20条の2 宿泊手当の額は、1夜当たり2,400円とする。

2. 宿泊手当の額は、第19条又は前条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するとき
は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に定める額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合
前項に定める額の3分の1の額
3. 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、当該移動に係る第14条から第17条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、第1項に定める額の3分の1の額とする。
4. 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、
宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第21条 転居費の額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
 - (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から起算して1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があつた場合には、各赴任について支給することができ、前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3. 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事

情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長すること
ができる。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、第18条第1項に定める日当定額の5日分
及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に
応じた第19条第1項に定める宿泊料定額の5夜分に相当する額に
よる。

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。
(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場
合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、そ
の移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

(着後滞在費)

第22条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として現に宿泊した夜数
に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第23条 家族移転費の額は、次の各号に規定する額とする。
(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している
者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居
住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転を
するものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手

当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任が

<p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(近距離の転居に係る転居費等の制限)</p> <p>第25条 同一市町村内（東京都の特別区に存する地域にあっては、特別区に存する全地域内）における在勤庁の変更に伴う旅行については、公設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合には、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。</p>	<p>あった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができ、額に相当する額の合計額)をこえることができな</p> <p>い。</p> <p>(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(県内の同一地域内旅行の旅費)</p> <p>第25条 県内の同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次条第2項ただし書に該当する場合には、同項ただし書に規定する額の移転料を支給する。</p>
--	---

(県内以外の同一地域内旅行の旅費)

第26条 県内以外の同一地域内における旅行（第18条第2項各号に掲げるものに限る。）については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合には、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

2 県内以外の同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられたため住所又は居所を移転した場合には、別表の路程50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料（その額に1円未満の端数を生じたときは、

これを切り捨てた額)を支給する。

(旅費の支給額の上限)

第26条 内国旅行における次の各号に掲げる種目の旅費の支給額

は、それぞれに定める額を合計した額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(第17条第5号に掲げる費用に係るものを除く。)(家族移転費のうちこれら

に相当する部分を含む。) 第14条第1項各号、第15条第1項

各号、第16条第1項各号並びに第17条第1号から第4号まで及

び第6号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定

により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のい

ずれか少ない額を合計した額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。) 及び家族移転費(宿泊手当に相当する部

分を除く。) 当該各種目について第7条、第19条、第20条、

第21条、第22条及び第23条第1項の規定により計算した額と現

に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計

した額

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等
の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行につい

て、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出
張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の
日にいた地から旧在勤地に旅行する者として計算した旅費

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各
号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅
費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受
け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退
職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅
費

イ 退職等を知った日の翌日から起算して3月以内に出発して
当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例により計

<p>算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例により、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</p> <p>2 第3条第2項第2号の2の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した旧在勤地から帰住地までの前職務相当の旅費(着後手当を除く。)とする。</p> <p>(遺族の旅費)</p>	<p>(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>2 第3条第2項第2号の2の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、退職となる前の職務の級の者として旧在勤地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費(着後滞在費を除く。)とする。</p> <p>3 前2項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</p> <p>4 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(遺族の旅費)</p>
--	---

<p>第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、<u>死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</u></p> <p>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、<u>赴任の例により計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</u></p>	<p>第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、<u>出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</u></p> <p>(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、<u>前号に規定する旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費</u></p>
<p>2. 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、<u>第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p>	<p>2. 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、<u>出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。</u></p> <p>3. 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、<u>第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p>

3. 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第23条第1

項第1号の規定に準じて計算した居住地から居住地までの鉄道
賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中

「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読
み替えるものとする。

(旅費の調整)

第31条 略

(旅費の調整)

第31条 略

(旅費の返納)

第31条の2 支出担当職員等は、旅行者がこの条例の規定に違反し
て旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければな
らない。

2. 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合に
は、支出担当職員等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出
担当職員等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給

<p>与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p>3 前項に規定する給与の種類は、<u>人事委員会規則</u>で定める。</p> <p>(第1号会計年度任用職員の費用弁償)</p> <p>第33条 第1号会計年度任用職員に支給する費用弁償の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として人事委員会規則で定める額とする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(第1号会計年度任用職員の費用弁償)</p> <p>第33条 第1号会計年度任用職員に支給する費用弁償の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として人事委員会規則で定める額とする。</u></p> <p>2 略</p>
<p>第2条 職員の旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表を次のように改める。</p> <p>別表(第19条関係)</p>	

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
埼玉県、東京都、京都府	19,000円
福岡県	18,000円
千葉県	17,000円
神奈川県、新潟県	16,000円
香川県	15,000円
熊本県	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	8,000円

(証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例（昭和45年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(費用弁償の種類及び額)</p> <p>第2条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通</u> <u>費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当</u> と し、その額は、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例 第48号）の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県 条例第3号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級 の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として規則で定め る額とする。</p>	<p>(費用弁償の種類及び額)</p> <p>第2条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、</u> <u>宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当</u>とし、その額は、職員の 旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の規定により 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第 1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し 支給する旅費の額を基準として規則で定める額とする。</p>

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第4条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

1 鉄道賃及び船賃

区分	鉄道賃	船賃
知事及び副知事	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付随する費用の合計額	運賃（運賃の等級が区分された船舶による旅行の場合には、最上級の運賃）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付随する費用の合計額
その他の知事等	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限り。）及びこれらに付随する費用の合計額	運賃（運賃の等級が区分された船舶による旅行の場合には、最下級の運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも最下級の直近上位の級の運賃）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限り。）及びこれらに付随する費用の合計額

2 宿泊費

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
埼玉県、東京都、京都府	27,000円

副知事	福岡県	25,000円
	千葉県	24,000円
	神奈川県、新潟県	22,000円
	香川県	21,000円
	熊本県	20,000円
	北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000円
	山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000円
	青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000円
	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000円
	岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円
	福島県、鳥取県、山口県	11,000円
	その他の知事等	職員の旅費等に関する条例別表に定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の職員の旅費等に関する条例（以下「改正後の職員旅費条例」という。）、第3条の規定による改正後の証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例（以下「改正後の証人等費用弁償条例」という。）及び第4条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「改正後の知事等旅費条例」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を出した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員旅費条例、改正後の証人等費用弁償条例及び改正後の知事等旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の職員旅費条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、第1条及び第2条の規定による改正前の職員の旅費等に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の職員旅費条例第31条の2の規定は、改正後の職員旅費条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。